

令和5年度 税制改正の概要など（生活衛生関係）

令和5年3月

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長

（所得税、法人税、法人住民税、事業税）（経産省、農水省、国交省、総務省と共同要望）

1 大綱の概要

中小企業者等が機械装置、ソフトウェア等を取得した場合の特別償却・税額控除制度について、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する等、対象資産の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。（令和7年3月31日まで）

2 制度の内容

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。

※ 税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

※ 赤字は令和5年度改正による変更点

対象者	・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※ 性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】	
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】	
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※ 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く	
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）	
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却

※ ①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④その管理のおおむね全部を他の者に委託する機械装置で、コインランドリー業（その中小企業者等の主要な事業であるものを除く。）の用に供すものは対象外

※ 総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

中小企業投資促進税制の次回延長の議論に向けた今後の対応

- 「料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うもの」の令和5年度法人税における適用実績
 - ・ 税制の説明会
 - ・ 周知資料（対象設備例を記載）の提供
 - ・ 機関誌への原稿の掲載
 - ・ 組合員の対象設備の整備意向、税制の適用見込み等の調査
 - ・ 組合員への個別の働きかけ 等
- 税制による効果を説明するためのデータ

生活衛生同業組合の組合員がソフトウェア・機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除（中小企業投資促進税制）の活用に向けたアンケート調査

1. 中小企業投資促進税制とは

中小企業投資促進税制は、生活衛生同業組合の組合員がソフトウェア・機械等を新規に取得した場合に法人税・所得税の特別償却又は税額控除ができる税制優遇措置です。

勤務管理・在庫管理等のためのソフトウェア、業務用の調理機械（注）などを購入等した際に活用できるため、組合員において、中小企業投資促進税制を積極的に御活用いただきたいと考えております。

（注）機械については、「他の資産と一体となって設備を形成し、当該設備の目的を果たすために、当該設備の一部としてその機能を果たすもの」として税務署に認められる必要があります。

2. アンケート調査のお願い

中小企業投資促進税制については、令和5年度税制改正により、令和6年度末まで期限を2年間延長することとされていますが、令和7年度以降、組合員が引き続き中小企業投資促進税制をご活用いただくためには、中小企業投資促進税制の活用実績を積み上げた上で、その活用実績等を、税制改正の議論の場で説明する必要がありますがあります。

このため、令和5年度に組合員がどういったソフトウェア・機械等を購入する予定なのか、それらが中小企業投資促進税制の対象となるかについて把握することが必要です。

つきましては、「令和5年度におけるソフトウェア・機械等の購入予定に関するアンケート」（別添）に必要事項をご記入の上、以下の回答先に令和5年3月3日（金）までにメールまたはFAXでお送りいただきますよう、よろしく願います。

なお、中小企業投資促進税制の対象となるかどうか不明な場合であっても、現時点で組合員が購入予定のソフトウェア・機械等について、「4. 税制の対象となりうるもの（例）」をご参照いただき、ご登録ください。

整備内容が中小企業投資促進税制の対象となるかどうかについて、個別に組合員にご連絡をさせていただき、詳細について確認をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

（回答先）

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課 組合振興係 小野、新海

メールアドレス

ono-yousuke@mh.lw.go.jp

shinkai-kyouko@mh.lw.go.jp

電話番号：03-5253-1111（内2439）、FAX：03-3501-9554

3. 中小企業投資促進税制の優遇措置内容

法人税又は所得税において、取得価額（ソフトウェア・機械等の購入費用など）の30%の特例償却（注1）又は7%の税額控除（注2）のいずれかを選択して適用できます。

（注1）特別償却制度は、通算すれば全体の償却できる額は同じになりますが、初年度に普通償却と別枠で減価償却を行うことで、初年度の税負担が軽減でき、資金を新たな投資等に活用できます。

（注2）税額控除制度は、取得価額の7%をその事業年度の税額の20%を限度として、その事業年度の税額から控除できる制度です。その結果、当該資産を事業に使用し始めた事業年度の納税額が少なくなります。なお、税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみが活用できます。

【税制上のメリット】

■ ケース1：法人の場合の例

- 70万円のソフトウェアを購入した場合の機械的な試算（法人税率を19%と仮定）（整備初年度）
- （1）特別償却の場合、約4万円の税負担軽減となります。
- （2）税額控除の場合、最大で約5万円（※）の税負担軽減となります。

■ ケース2：個人事業主の場合の例

- 70万円の設備を購入した場合の機械的な試算（所得税率を20%と仮定）（整備初年度）
- （1）特別償却の場合、約4万円の税負担軽減となります。
- （2）税額控除の場合、最大で約5万円（※）の税負担軽減となります。

※ 税額控除の場合、取得価額の7%と事業年度の法人税額の20%を比較して、低い方の額が控除額となります。ケース1及びケース2では、税額控除の方が特別償却より軽減額が大きくなっています。個々の条件等により逆になることもあるので、ご注意ください。

4. 税制の対象設備となりうるもの（例）

（1）取得価額が70万円以上のソフトウェア

例：労務管理・勤怠管理のソフトウェア、在庫管理のソフトウェア等

（2）1台又は1基の取得価額が160万円以上の業務用の調理機械等（注）

例：業務用冷蔵庫、業務用食器洗浄機、コンベクションオーブン、製氷機、加熱調理機器などの業務用の調理機械等

（注）「他の資産と一体となって設備を形成し、当該設備の目的を果たすために、当該設備の一部としてその機能を果たすもの」として税務署に認められることが必要です。

※ 列挙しているものは例であり、他にも中小企業投資促進税制の対象となる設備はあります。整備されたソフトウェア・機械等が税制優遇措置の対象となるかは個別に税務署で判定されるため、税制の対象とならないこともありしますのでご注意ください。

令和5年度におけるソフトウェア・機械等の購入予定に関するアンケート

令和5年4月1日～令和6年3月31日において、貴店舗でソフトウェア・機械等の購入を予定している場合は、以下の質問にご記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

※ご購入の予定がない場合は、提出しないで構いません。

- ① 令和5年4月1日～令和6年3月31日における、貴店舗でのソフトウェア・機械等の購入の予定について、該当するものにチェックを入れてください。

- 1 ソフトウェア・機械等を購入する予定
 2 ソフトウェア・機械等を購入したい（希望がある）

※ご意向について幅広く調査をさせていただきたいので、「2 ソフトウェア・機械等を購入したい（希望がある）」も積極的にご登録をいただきますようお願いいたします。

- ② 現時点における購入予定のソフトウェア・機械等の内容、取得時期、金額（見込み）の予定を記載してください。

※「ソフトウェア・機械等の内容」は、記載例を参考に、○○の購入などの記載をお願いします。（労務管理・勤怠管理のソフトウェア、在庫管理のソフトウェア、業務用冷蔵庫、業務用食器洗浄機、コンベクションオーブン、製氷機、加熱調理機器など）

ソフトウェア・機械等の内容（予定）	取得時期（予定）	取得金額(円)（予定）
（記載例1） 職員の労務管理ソフトウェアの導入	令和5年12月	80万円
（記載例2） コンベクションオーブンの購入	令和5年6月	300万円

※必要であれば、適宜、行を追加してください。

※金額がわからない場合は、「ソフトウェア・機械等の内容」及び「取得時期」のみの回答で問題ありません。

- ③ 貴店舗名を記載してください。

店舗名	
-----	--

- ④ 担当者連絡先、担当者名（本件の具体的内容の話ができる方）を記載してください。

担当者連絡先	
担当者名	

※状況の確認のため、連絡をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

アンケート調査は以上となります。ご協力いただきありがとうございます。

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

(法人税)

1 大綱の概要

生活衛生同業組合等が共同利用施設を取得した場合の特別償却制度について、建物の取得価額要件を600万円以上（現行：400万円以上）に引き上げた上で、その適用期限を2年延長する。（令和7年3月31日まで）

2 制度の内容

<現行>

- 生活衛生同業組合（出資組合に限る）及び生活衛生同業小組合が策定した振興計画に基づき共同利用施設を取得した場合に特別償却ができる。
 - ・ 取得価額要件：取得価額400万円以上
 - ・ 対象資産：建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権、その他の資産
 - ・ 特別償却率：取得価額の6%

<改正>

- 建物の取得価額要件について、600万円以上に引き上げる。

対象資産	取得価額要件 (現行)	取得価額要件 (改正)
建物	400万円以上	600万円以上
構築物		400万円以上
機械及び装置		400万円以上
船舶		400万円以上
車両及び運搬具		400万円以上
工具、器具及び備品		400万円以上
鉱業権		400万円以上
その他の資産		400万円以上

<主な対象設備（例）>

- ・ 組合会館
- ・ 共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム
- ・ クリーニングの共同工場
- ・ 共同調理施設
- ・ 共同配送車両、共同倉庫、共同冷凍・冷蔵設備 等



(組合会館)



(美容等共同研修施設)



(クリーニング共同工場)



(共同配送車両)

共同利用施設の実績

年度	特別償却制度の適用実績		共同利用施設の整備実績		整備施設種類
	件数	適用額	件数	取得価額	
平成14年度～平成21年度	0件	0万円	0件	0万円	-
平成22年度	0件	0万円	2件	940万円	クリーニング組合共同資材配送車両 理容組合共同駐車場
平成23年度	1件	107万円	1件	17,000万円	クリーニング組合共同工場
平成24年度	0件	0万円	2件	8,130万円	すし組合研修施設 食肉組合共同冷凍設備
平成25年度	0件	0万円	1件	70万円	めん類組合会館コピー機
平成26年度	0件	0万円	4件	54,262万円	美容組合研修施設 食肉組合共同調理機器
平成27年度	0件	0万円	0件	0万円	-
平成28年度	0件	0万円	0件	0万円	-
平成29年度	0件	0万円	1件	43,000万円	クリーニング組合会館
平成30年度	0件	0万円	0件	0万円	-
令和元年度	0件	0万円	1件	398万円	美容組合会館空調設備
令和2年度	0件	0万円	0件	0万円	-
令和3年度	-	-	1件	1,100万円	理容組合会議室
累計	1件	107万円	13件	124,900万円	-

※ 共同利用施設に係る特別償却制度を活用しなかった理由は、「組合が赤字であった」「知らなかった」